

条例の一部改正に関する資料

令和7年9月10日提出

大 崎 市

目 次

議案第 83号	大崎市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例……………	1
議案第 84号	大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例……………	5
議案第 85号	大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条 例……………	7
議案第 86号	大崎市消防団条例の一部を改正する条例……………	7

●議案第83号 大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行																										
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (6)・(7) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 略 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>住民票関係情報及び住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)関係情報のほか</u>、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3・4 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>13 市長</td> <td>大崎市軽度生活援助事業に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>14 市長</td> <td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>15 教育委員会</td> <td>大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>16 教育委員会</td> <td>大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>17 教育委員会</td> <td>大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略	略	13 市長	大崎市軽度生活援助事業に関する事務であって規則で定めるもの	14 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	15 教育委員会	大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの	16 教育委員会	大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの	17 教育委員会	大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (6)・(7) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲) 第4条 略 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で_____、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3・4 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関</th> <th style="width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>13 市長</td> <td>大崎市軽度生活援助事業に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>14 教育委員会</td> <td>大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>15 教育委員会</td> <td>大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>16 教育委員会</td> <td>大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略	略	13 市長	大崎市軽度生活援助事業に関する事務であって規則で定めるもの	14 教育委員会	大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの	15 教育委員会	大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの	16 教育委員会	大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務																										
略	略																										
13 市長	大崎市軽度生活援助事業に関する事務であって規則で定めるもの																										
14 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																										
15 教育委員会	大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの																										
16 教育委員会	大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの																										
17 教育委員会	大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの																										
機関	事務																										
略	略																										
13 市長	大崎市軽度生活援助事業に関する事務であって規則で定めるもの																										
14 教育委員会	大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの																										
15 教育委員会	大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの																										
16 教育委員会	大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの																										

18 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの
19 教育委員会	大崎市特別支援教育就学奨励費事業に関する事務であって規則で定めるもの
20 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大崎市心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 国民健康保険関係情報 子ども医療費関係情報 母子・父子家庭医療費関係情報
2 市長	大崎市福祉タクシー利用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
3 市長	大崎市心身障害者自動車等燃料費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
4 市長	大崎市難聴児補聴器購入助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
5 市長	大崎市移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
6 市長	大崎市訪問入浴サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
7 市長	大崎市日中一時支援事業に関する事務であって	地方税関係情報

17 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの
18 教育委員会	大崎市特別支援教育就学奨励費事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大崎市心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 国民健康保険関係情報 子ども医療費関係情報 母子・父子家庭医療費関係情報
2 市長	大崎市福祉タクシー利用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
3 市長	大崎市心身障害者自動車等燃料費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
4 市長	大崎市難聴児補聴器購入助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
5 市長	大崎市移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
6 市長	大崎市訪問入浴サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報
7 市長	大崎市日中一時支援事業に関する事務であって	住民票関係情報 地方税関係情報

る住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	個人情報
-------------------------------	------

--	--	--

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報 <u>住登外者</u> 関係情報
2 教育委員会	大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>住登外者</u> 関係情報
3 教育委員会	大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報 <u>児童扶養手当</u> 関係情報 <u>国民健康保険</u> 関係情報 <u>住登外者</u> 関係情報
4 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報 <u>住登外者</u> 関係情報
5 教育委員会	大崎市特別支援教育就学奨励費事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報 <u>住登外者</u> 関係情報

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	大崎市立幼稚園保育料等徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報
2 教育委員会	大崎市奨学資金貸与に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報
3 教育委員会	大崎市児童生徒就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報 <u>児童扶養手当</u> 関係情報 <u>国民健康保険</u> 関係情報
4 教育委員会	大崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報
5 教育委員会	大崎市特別支援教育就学奨励費事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>住民票</u> 関係情報 <u>地方税</u> 関係情報 <u>生活保護</u> 関係情報

			関係情報				
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるものの	市長	住登外者関係情報				

●議案第84号 大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第17条 略</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p>第17条の2 任命権者は、大崎市職員の育児休業等に関する条例(平成18年大崎市条例第55号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第17条 略</p>

(3) 大崎市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

<p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任) 第18条 略</p>	<p>(委任) 第18条 略</p>
--	------------------------

●議案第85号 大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>(2) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大崎市立松山小学校</td> <td>大崎市松山千石字舂形133番地</td> </tr> <tr> <td>大崎市立三本木小学校</td> <td>大崎市三本木字天王沢19番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) 略</p>	略	名称	位置	略	略	大崎市立松山小学校	大崎市松山千石字舂形133番地	大崎市立三本木小学校	大崎市三本木字天王沢19番地	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>(2) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大崎市立松山小学校</td> <td>大崎市松山千石字舂形133番地</td> </tr> <tr> <td>大崎市立下伊場野小学校</td> <td>大崎市松山下伊場野字大柳22番地</td> </tr> <tr> <td>大崎市立三本木小学校</td> <td>大崎市三本木字天王沢19番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) 略</p>	略	名称	位置	略	略	大崎市立松山小学校	大崎市松山千石字舂形133番地	大崎市立下伊場野小学校	大崎市松山下伊場野字大柳22番地	大崎市立三本木小学校	大崎市三本木字天王沢19番地	略	略
略																									
名称	位置																								
略	略																								
大崎市立松山小学校	大崎市松山千石字舂形133番地																								
大崎市立三本木小学校	大崎市三本木字天王沢19番地																								
略	略																								
略																									
名称	位置																								
略	略																								
大崎市立松山小学校	大崎市松山千石字舂形133番地																								
大崎市立下伊場野小学校	大崎市松山下伊場野字大柳22番地																								
大崎市立三本木小学校	大崎市三本木字天王沢19番地																								
略	略																								

●議案第86号 大崎市消防団条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
<p>(定員)</p> <p>第3条 消防団員の定員は、<u>2,064人</u>とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 消防団員の定員は、<u>2,430人</u>とする。</p>